

令和3年8月12日

市政記者クラブ 様

住宅都市局交通施設管理課
奥宮、長瀬 (972-2771)

市営大須駐車場における駐車料金の誤徴収について

市営大須駐車場（指定管理者：タイムズグループ）において、一部の精算機の設定を誤ったため、料金を誤徴収していたことが判明しましたのでご報告します。お客さまにご迷惑をおかけしましたことについて、深くお詫び申し上げます。

1. 発生日時

令和3年7月22日（木曜日・海の日） 終日（7:00～22:00）

令和3年8月9日（月曜日・振替休日） 終日（7:00～22:00）

令和3年8月10日（火曜日） 営業開始（7:00）～15:00頃まで

2. 設定を誤った精算機

大須駐車場2階に設置の事前精算機 1台

3. 誤徴収の内容及び金額

7月22日及び8月9日は本来は休日料金のところ平日料金を徴収、8月10日は本来は平日料金のところ休日料金を徴収しておりました。

	件数・金額	内訳
過少徴収	12件 4,800円	7月22日 5件 1,700円 8月9日 7件 3,100円
過大徴収	12件 4,300円	8月10日 12件 4,300円

(参考) 料金体系

	平日料金	休日料金
7:00～22:00	30分 200円	30分 300円
	最大料金 1,000円	最大料金 設定なし
22:00～7:00	1回 600円	1回 600円

4. 原因

令和3(2021)年に変更された国民の休日について精算機の設定を変更する必要がありましたが、大須駐車場の事前精算機1台について設定変更が漏れており、令和2(2020)年の休日設定のまま運用していたため、料金計算に誤りが生じたものです。

5. お客さまへの対応

駐車場及び本市ウェブサイトにて本件のお知らせとお詫び文の掲出等を行い、心当たりのお客さま（8月10日10:00頃～15:00頃に2階の事前精算機をご利用されたお客さま）にお申し出いただくようお願いしてまいります。利用実績等を確認した後、過大に徴収した金額を返金させていただきます。お客さま問い合わせ窓口は下記のとおりです。

【お客さま問い合わせ先】

市営大須駐車場管理事務所 電話：052-251-6775（7時～22時）

6. 再発防止に向けた取組み

設定変更を行った精算機台数のチェックが不十分であったことから、設定変更の際、設定内容のチェックと合わせて精算機台数のチェックを複数人で徹底して行うこと、及び、毎日、営業開始前に精算機の設定を確認することを、指定管理者に指示しました。